

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3248号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>



花の浮島、礼文島(北海道礼文町)

もくじ

随情情情 政活

想報報報 策動

岩田副会長が公明党「デジタル社会推進本部」ヒアリングに出席……………(2)	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第三次地方分権一括法)について 前内閣府地方分権改革推進室 法案総括担当 梅原真央……………(4)
令和4年度公有物件災害共済事業の概要報告……………(9)	令和4年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告……………(11)
町村かわら版……………(13)	余白あります……………(14)
島根県飯南町長 塚原 隆昭……………(14)	

コラム

花らんまんの礼文島へ

フリーアナウンサー

青山 佳世

植物ブームの中、花らんまんの礼文島を訪ねることにしました。10数年前に視察で訪れたときは、花の季節が終わっていましたが、今回は希少種と言われる礼文ならではの花々に出会えそうです。本州では標高2000メートルほどないと観ることのできない高山植物を、礼文島では海拔ゼロメートルから観ることができ、約300種類の高山植物が咲き誇ります。

レンタカーは数か月前から満車状態のため、ハイキングコースの入口までは、1日に数本しかない路線バスだけが頼りです。1番の人気は「桃岩展望台コース」と呼ばれるルートで一面のお花畑を楽しむことができます。木道もよく整備され、昨日までの雨も気にせず歩くことができます。入り江になった崖の上を歩くと、冷たく強い風が吹き抜け、飛ばされそうになりましたが、その厳しい環境が高山植物にとっての最適な場所のようです。7月上旬から「レプンウスユキソウ」らんまん！思わずため息です。これは礼文島の町花になっている花で、ヨーロッパでいう「エデルワイス」に属する白くて小さな可憐な花の絨毯です。この季節でしか観ることのできない礼文の風景を目に焼き付けました。

礼文では2014年に50年に1度という豪雨に見舞われ、あちらこちらに被害がましました。災害復旧として、なだれ防止柵、土砂防護柵などをつくり、島の人々の生活と貴重な植物の保護をしています。かつての山火事

写真キャプション

深い藍色の海に切り立つ緑の崖とそこに咲く可憐な花々。純白の絹を纏ったような礼文薄雪草(レプンウスユキソウ)や、濃いピンク色の花穂を虎の尾に見立てた蝦夷伊吹虎の尾(エゾイキトラノオ)など、数週間ごとに咲く種類が変わり、訪れる度に違う景色を楽しめる。桃岩展望台コースから望む高原の中で、気高く風に揺れる花々の姿は壮観である。

によって失われた森林は熊笹に変わってしまいましたが、そこをかつての水源保安林に戻すべく植林が行われていました。海から吹き付ける強風に負けないように間伐材で作った防風柵を作って、その中に小さな苗木を植えます。手をかけて造林したクロマツやアカエゾマツも、冬は雪のお布団に包まれ、風にも負けず、すくすくと育っていました。

ちようど海ではウニ漁が真つ盛り。生きたウニを食べることが出来るのも旅人の楽しみですが、海の幸を持続的にとることが出来るように、漁協婦人部の皆さんも「森は海の恋人」と言われるように海の恵みが持続するようにと願って植樹活動に参加なさっています。

お宿で働くスタッフも全国から集まった礼文好きな人たちが多く、休日には、島内を歩いて花の情報を集めています。宿の皆さんと花談義・ウニ談議に花を咲かせるのも楽しみの一つです。

礼文島の希少な植物を守るため、外来の植物を取り除く活動もなされているとか。そういえばニュージラードなどの離島も、島固有の植物を守るため、フェリーや航空機から降り立つときに靴底の消毒などを徹底して行っていました。外来種が入り込んでからは遅いからですね。

島の魅力を楽しむ時には、自然の保護もセットで考えていただくことは、今や当たり前の時代です。花らんまんの浮島を、皆さんの手でいつまでも残したいものです。

全国町村会

岩田副会長が公明党「デジタル社会
推進本部」ヒアリングに出席

—マイナンバー総点検等に対する支援を要請—

開会にあたり、大口本部長が挨拶に立ち「マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検について、各省庁から都道府県に対して調査票が送られている。現場の都道府県、市町村におけるご苦労は大変なものがあると思う。本日はその現場における作業についての問題点等



▲発言する岩田副会長

岩田利雄副会長(千葉県東庄町長)は7月13日、公明党が開催した「デジタル社会推進本部」(本部長・大口善徳衆議院議員)に出席した。会議には地方三団体が出席し、マイナンバーをめぐる事案や総点検等についてヒアリング及び意見交換が行われた。

岩田副会長は、マイナンバー情報の紐づけ誤り事案が多数確認されたことを受けて実施する総点検にあたっては、点検作業に対する国からの支援と自治体に財政負担が生じないように必要な措置を講じるなど、町村現場への十分な配慮を求めた。



▲挨拶する大口本部長

をしつかり伺い、それを私どもがデジタル庁をはじめ、関係各省庁に申し入れをしていきたい」と述べた。

ヒアリングにおいて、岩田副会長は「マイナンバーカードはデジタル社会を推進していくための基盤となるものであり、それぞれの町村は、

これまで工夫を凝らしながら、その普及促進に努力を続けてきた」としたうえで、「今後、地方自治体が点検作業を進めるにあたっては、少ない職員がいくつもの行政分野を担当しているといった町村の実情をご理解いただき、過度な負担がかからないよう、国から適切な支援をいただくとともに財政負担が発生することのないよう、必要な措置を講じるなど、現場に寄り添った配慮をお願いする」と述べた。

また、これまで発生した紐付け誤り事案の大半が人為的なミスによるものであることから、「誤った登録内容をシステムが自動的にチェックする機能の強化や、できる限り人の手を介さないシステムへの移行といった防止策を講じることも重要である」とし、根本的な対策を検討するよう求めた。

さらに、「来年秋に予定されている紙の健康保険証廃止とマイナ保険証への一体化等、マイナンバーカードの本格的な活用に向けて、国民の不安を払拭するための取組が極めて重要である」とし、「これからも予

活 動



想しない事態が発生するかもしれないが、それぞれの事案に丁寧に対処しながら、マイナンバーカードを活用したデジタル化の流れを止めることなく、より良い制度を構築していくといった視点が必要である」と述べた。

最後に、「町村においても、住民の安全安心なカード利用の環境整備に向けて国に協力していく考えであるため、先生方におかれては、町村現場の実情にもご配慮いただき、引き続きご支援をいただくようお願いする」と述べて発言を締めくくった。

その後の意見交換において、岩田副会長は、「今般の総点検を通じて住民の信頼を回復しなければならぬ」とし、続けて、「自分のすべての情報が漏洩してしまうとの懸念をお持ちの住民もいるかもしれない。各家庭を訪問して説明を行うなど、住民の心配を払拭するための最大限の努力を重ねていきたい」と述べた。

※参考資料は全国町村会HP (<https://www.zck.or.jp/>)をご覧ください。

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <https://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員の皆さまの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁等の政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取組事例をはじめ、各種統計資料等さまざまなデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実を図っていきたく考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

現在の町村数	
令和5年4月1日現在	
町	743
村	183
市	792
市町村合計	1,718

全国町村会HP 全国町村会HP
 保険事業(保険部) 法務支援室
 全国町村職員生活協同組合 新型コロナウイルス情報

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第一三次地方分権一括法)について

前内閣府地方分権改革推進室 法案総括担当 梅原 真央

1 はじめに

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和五年法律第五八号。以下「第一三次地方分権一括法」という。)は、令和五年六月一三日に成立、同月一六日に公布されました。

第一三次地方分権一括法は、平成二六年から導入した提案募集方式における地方公共団体からの提案を踏まえ、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の推進についてとりまとめた「令和四年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和四年一二月二〇日閣議決定)に基づき、七法律を一括改正するものです。

本稿では、第一三次地方分権一括法の内容等について解説します。なお、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りします。

2 災害対策基本法の一部改正(第一条関係)

災害対策基本法(昭和三六年法律第二二三号)では、市町村長は、災害の被災者から申請があったときは、被害の程度を証明する書面(罹災証明書)を交付しなければならな

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)(第13次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室
令和5年6月13日成立
令和5年6月16日公布

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
 - ◆ 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

- 平成25年
3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足
- 平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定(以後、第5次~第12次 一括法成立)
- 令和4年
7月中旬 提案団体からのヒアリング
8月上旬 関係府省からの1次ヒアリング
10月中旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月11日 地方分権改革有識者会議「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月20日 地方分権改革推進本部において、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
" 同方針を閣議決定
- 令和5年
3月3日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定
6月13日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立
6月16日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第58号)公布

法改正事項の概要

- #### 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等
- ① 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用可能に(災害対策基本法)
 - ② 市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定に見直し(交通安全対策基本法)
 - ③ 指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直し(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)
 - ④ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(他5法律*)に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に(※不動産登記法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び森林経営管理法(住民基本台帳法))
 - ⑤ 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止(中期計画に適正な業務運営のための指標を追加)(地方独立行政法人法)
 - ⑥ 戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能に(戸籍法)
 - ⑦ 建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すれば良いこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能に(建築基準法)

政 策

いとされています。罹災証明書の交付に当たっては、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査（被害認定調査）する必要があります。当該調査においては、主に現地で確認した被害の状況の数値を算出し、その過程で住家等の全体構成が分かる図面に被害箇所やその状況を記録する必要がありますが、当該図面は、実際に現地で測量を行い、作図しており、当該作業は非常に時間を要しています。また、住家等が木造か非木造かの違いにより、調査方法が大きく異なることから、住家等の構造についても確認する必要がありますが、現地で判断するのは困難な場合も少なくないのが現状です。

一方で、地方税法（昭和二十五年法律第二二六号）で規定する固定資産課税台帳には、家屋の所有者や価格についての情報のほか、構造等の情報も含まれています。また、住家等の図面についても、固定資産を評価するために作成する調書に記録されています。しかしながら、これらの情報は地方税法上の漏らしてはならない「秘密」に該当するため、被害認定調査には利用することができない状況でした。

観点から、固定資産課税台帳等の情報を活用できるよう、被災者の住家に関する情報を、内部で利用できる旨を規定することとしました。これにより、被害認定調査において固定資産課税台帳の情報を利用することができるようになり、迅速な被災者生活再建支援に資することが期待されます。

施行期日は、公布の日（令和五年六月一六日）としています。

**3 交通安全対策基本法の
一部改正（第二条関係）**

交通安全対策基本法（昭和四五年法律第一一〇号）において、市町村長は、市町村交通安全計画（※）及び市町村交通安全実施計画を作成するよう努めるものとされています。

（※）条例で市町村交通安全対策会議が置かれている場合には、同会議が作成主体。

市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画については、都道府県交通安全計画と重複する内容が多い等、作成する必要がない場合があるにもかかわらず、その作成が法律上努力義務とされていることから作成せざるを得ず、市町村の負担になっているとの声がありました。

そこで、市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係

る規定について、努力義務から「できる」規定に見直しを行うこととしました。これにより、地方の実情にに応じて計画の作成の要否を判断することが可能となり、交通安全対策そのものの実施に一層注力し、住民の交通安全に寄与することが期待されます。

施行期日は、公布の日（令和五年六月一六日）としています。

4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（第三条関係）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成一八年法律第七七号）に定める現行制度において、指定都市等の長が認定こども園の認定・認可をしようとする際には、都道府県知事にあらかじめ協議し、認定・認可をした後に申請書等の写しを都道府県知事へ送付しなければならぬとされています。

この事前協議制度は、都道府県における施設の適正配置等を担保する観点から設けられたものですが、近年の運用状況によると、都道府県から指定都市等に対し、広域調整の観点からの認定・認可そのものに関する意見はわずかしか出ておらず、形

式的なやり取りしかされていない等の声が上がりました。

そこで、指定都市等による子育て子育て支援事業計画等の策定・変更の際に都道府県に対する事前協議を行うこととされており、マクローの視点での広域調整はあらかじめなされていることから、指定都市等の長から都道府県知事への事前協議について、事前通知に改めるとともに、事前の通知制とした場合には、手続の重複が生じることから、申請書等の写しの送付手続を廃止することとしました。このことにより、認定・認可に係る手続の効率化が図られることが期待されます。

施行期日は、公布の日から起算して三月を経過した日（令和五年九月一六日）としています。

**5 住民基本台帳法の
一部改正（第四条関係）**

住民基本台帳ネットワーク（以下「住民ネット」という。）は、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、平成一年の住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）の改正により、全市町村の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたものであり、これを利用できる事務について

政 策

は、住民基本台帳法別表において規定されています。

このことについて、別表に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三〇年法律第四九号)(以下「特措法」という。)(に基づき土地所有者等の探索等に関する事務、森林法(昭和二六年法律第二四九号)に基づき林地台帳の作成に関する事務等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四五年法律第一三七号)(以下「廃掃法」という。)(に基づき産業廃棄物処理業の許可等に関する事務等)については規定がありませんでした。

このため、特措法に基づき地域福利増進事業等を所有者不明土地において実施する場合、事業実施者からの求めに応じて都道府県知事及び市町村長は土地所有者等関連情報を提供するものとされており、土地所有者等の所在を判明させるために他市町村への公用請求を行ったり、森林法に基づき林地台帳の作成に関する事務について、市町村長は所有者等を調査するために公用請求を行ったり、あるいは廃掃法に基づき産業廃棄物処理業の許可等の申請において、都道府県知事等は申請者に対して、住民票の写しの提出を求めたりしており、事業者や地方公共団体に

おいても負担となっていました。そこで、これらの三法律に基づく

事務のほか、所有者不明土地対策に資する五法律に基づき事務について、住民基本台帳法別表第一(第五にそれぞれ追加することとしました。これにより、公用請求や住民票の写し等の添付が不要となり、各事務の円滑な実施に寄与するとともに、行政事務の効率化、申請者等の手続負担が軽減することが期待されます。

施行期日は、公布の日から起算して三月を経過した日(令和五年九月一六日)としています。

6 地方独立行政法人法の一部改正(第五条関係)

地方独立行政法人法(平成一五年

法律第一一八号)において、公立大学法人は、設立団体の長によつて設定された中期目標を達成するための中期計画の作成、公表のほか、毎事業年度の開始前に当該中期計画に基づき、年度計画の作成、公表を行う必要があります。また、中期目標の期間(六年間)のうち、四年目と六年目の事業年度の終了後には、中期目標の期間における業務の実績に係る評価委員会の評価を受けるほか、毎事業年度における業務の実績につ

いても、評価委員会の評価を受けなければならぬこととされています。このため、公立大学法人の年度計画の作成及び年度評価に関する業務について、事務負担が大きく、本来の業務である教育の質の向上や地域貢献に十分に切り組めていないとの声がありました。

一方、国立大学法人においては、令和三年度に国立大学法人法が改正され、国立大学法人の中期計画に定める事項として、教育研究の質の向上並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置の実施状況に関する指標を追加し、これにより、適正な業務運営を担保し、年度計画・年度評価の廃止により事務負担を軽減することとされました。

そこで、公立大学法人においても、国立大学法人法改正に倣い、年度計画及び年度評価を廃止し、中期計画に定める事項として、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上並びに業務運営及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置の実施状況に関する指標を追加することとしました。これにより、公立大学が本来の役割に資する業務に一層取り組むことが可能となることと期待されます。

施行期日は、公布の日(令和五年六月一六日)としています。

7 戸籍法の一部改正(第八八条関係)

戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編成され、日本国籍をも公証する唯一の制度であり、戸籍事務は市町村において処理されます。戸籍法(昭和二二年法律第二二四号)において、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)の交付の請求をすることができるとされており(以下「公用請求」という。)、戸籍謄本等の公用請求を行う場合は、本籍地の市町村に対してのみ請求することができます。

現在戸籍事務を取り扱うために各市町村において個別の戸籍情報システムが設計されており、各市町村の戸籍情報システムの連携(ネットワーク化)はされていません。他方で、法務省が東日本大震災後に構築した戸籍副本データ管理システムにおいて、全国の電算化された戸籍の副本を管理していることを踏まえ、当該戸籍副本データ管理システムの

政 策

仕組みを活用し、新たに戸籍情報連携システムを構築することとしていきます（令和五年度末稼動予定）。

令和元年法律第一七号の戸籍法改正により、戸籍情報連携システムを利用して、本籍地以外の市町村においても磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項を証明した書面の請求が可能となる措置が講じられています（以下「広域交付」という）。

今後新たに開始される広域交付の制度は、請求者は戸籍に記載されている者又はその配偶者等に限定されており、市町村は広域交付制度の請求主体として規定されていません。したがって、令和五年度末の戸籍情報連携システム稼動後においても、市町村は、本籍地の市町村に対して郵送等で戸籍謄本等の公用請求を行う必要がありました。

そこで、公用請求を行う市町村を広域交付制度の請求主体とし、公用請求を行う市町村の戸籍担当部局に公用請求を行って戸籍情報を取得することができることとしました。これにより、本籍地の市町村に対して郵送で請求を行う必要がなくなり、市町村における公用請求に係る事務の効率化に資することが期待されます。

施行期日は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第一七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日としています。

8 建築基準法の一部改正（第七条関係）

建築基準法（昭和二五年法律第一〇一号）に基づく建築確認・検査手続は、都道府県等の建築主事が行っており、建築主事は市町村又は都道府県の職員で、建築基準適合判定資格者検定に合格し国土交通大臣の登録を受けた者の中から、市町村の長又は都道府県知事が命ずることとされています。

建築基準適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識及び経験について行う検定であり、「一級建築士試験に合格した者」で、建築行政等の業務に関して、「二年以上の実務の経験を有するもの」でなければ受けることができないこととされています。

このことについて、地方公共団体における建築基準適合判定資格者の高齢化が進んでいる中、近年は建築基準適合判定資格者検定の受検者、合格者数が減少傾向にあり、建築確認・検査の担い手不足が全国的な課

題となっています。特に、建築主事や建築基準適合判定資格者が若干名しかない地域では、それらの者への業務集中に加え、年齢構成も高齢の者が多く、職員の退職等により建築行政の執行が困難となるおそれのある市町村が生じています。

これを踏まえ、以下の規制緩和を図ることで、受検機会の拡大により、地方公共団体が建築基準適合判定資格者を継続的かつ安定的に確保し、自主的かつ自立的な建築行政の執行の確保を可能とすることとしました。すなわち、受検資格のうち「二年以上の実務の経験を有するもの」との要件については、受検要件から外し、資格登録までに実務経験を積んでいればよいこととしました。また、我が国における建築確認・検査の多くが一級建築士以外の者でも設計等が可能で小規模な建築物であること等に鑑み、小規模な建築物に係る建築確認・検査を行う者に求められる資格としては、「二級建築士試験に合格した者」でよいこととし、これらの者を対象とする建築基準適合判定資格者検定を別に設けることとしました。なお、建築確認制度においては、地方公共団体における建築主事の役割を補完する観点から、地方公共団体等の指定を受けた「指

定確認検査機関」における「確認検査員」が建築確認・検査を行う仕組みが設けられています。確認検査員は、建築主事と同様に、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者の中から選任されるとされているところ、建築主事に係る上記の改正を踏まえ、確認検査員についても、同様の措置を講ずることとしました。

これにより、検定に合格した者から実務経験を積ませて、早期に建築主事に任用することが可能となることと、小規模な建築物等の建築確認を担当する建築副主事等の確保により、建築確認関係事務の担い手を増やすことが可能となることが期待されます。

施行期日は、公布の日から一年を超えない範囲内で政令で定める日としています。

9 施行に向けた対応等

令和五年六月一六日に第三次地方分権一括法が公布されたことを受けて、内閣府事務次官より関係府省の事務次官等に対し、令和四年の地方からの提案等に関する対応方針や第一三次地方分権一括法の国会における審議等を踏まえた対応、具体的には政省令の整備や地方公共団体及

政 策

び関係団体への情報提供、マニュアルの整備や技術的助言等を依頼しています。

また、地方公共団体に対しても、適切な事務執行のための必要な準備等を依頼しています。

内閣府地方分権改革推進室としても、第一三次地方分権一括法における各法律の改正の趣旨を踏まえつつ、各地方公共団体において住民等へのサービスや利便性の向上に資する取組が行われるよう、関係府省とも連携を図りながらサポートしてまいります。

10 おわりに

以上のとおり、令和四年の提案募集方式においても、多くの地方公共団体や関係府省の協力の下、一定の成果を得ることができたものと考えています。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大の局面から徐々に平時へと戻りつつある中、田まぐろしゅく変化する状況に、地方公共団体の業務は多忙を極めていきます。まさにそのような状況下にあるからこそ、デジタル技術の活用や計画策定業務の見直しにより地方公共団体の事務を効率化していくこととする観点からの提案も多く寄せられており、今回の第一三次

地方分権一括法においてもそのようなバックグラウンドを持った改正事項が盛り込まれたところです。

今後デジタル技術が進展していく中で、地方公共団体が果たすべき役割や行う事務も変化していくものと考えられます。

こうした中で、今般の第一三次地方分権一括法による制度改正が、住民等へのサービスや利便性の向上へとつながり、ひいては自立した地域社会の確立を後押しするものとなることを願っております。

なお、内閣府地方分権改革推進室のホームページでは、過去の地方分権一括法の情報を掲載しております。ご関心をお持ちの方は、こちらも併せてご覧ください。

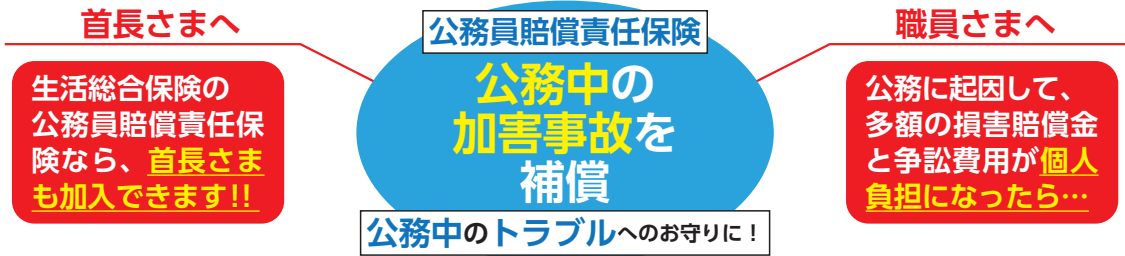
ホームページ
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

お問い合わせ先
 内閣府地方分権改革推進室
 03-35581-2450
 (担当：内山)

中途加入ができるようになりました!!
 安心して公務に従事いただくため、この機会に、加入をご検討ください!

全国町村職員生活協同組合
 生活総合保険 公務員賠償責任保険のご案内

生活総合保険は、公務員賠償責任保険と傷害総合保険(個人賠償責任補償・弁護士費用総合補償)を組み合わせたものの通称です。



- 申込方法 インターネットでいつでも加入
- 支払方法 クレジットカード払い
- 保険期間 申込日(毎月20日締切)の翌月1日~12月1日
- 加入資格 全国町村職員生活協同組合の組合員

- 加入手続きには、組合員番号(7桁)が必要となります。
- 契約後は、自動継続となります。
- 傷害総合保険は、中途加入できません。
- 傷害総合保険は、毎年10月~11月末日が募集期間です。

補償内容・保険料の詳細は、ホームページをご確認ください。

公務員賠償責任保険HP

まずは、動画をチェック!

商品内容・お申込み手続きに関するお問い合わせ先

取扱代理店 株式会社 千里 03-5157-2388 受付時間：平日9:30~17:00	引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 03-3349-5408 受付時間：平日9:00~17:00
---	---

情 報

表(1) 建物共済受託実績

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減	増減率
件 数	256,563件	255,687件	876件	0.3%
共済責任額	24,323,639,633千円	24,177,690,876千円	145,948,757千円	0.6%
収入分担金	5,916,405,158円	5,851,092,378円	65,312,780円	1.1%

表(2) 建物共済罹災状況

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減	増減率
件 数	3,008件	2,682件	326件	12.2%
支払共済金	2,806,867,652円	4,609,354,626円	△1,802,486,974円	△39.1%
損 害 率	47.4%	78.8%	△31.4%	—

(注) △印は減を示す。

表(3) 建物共済用途別罹災状況

用 途 別	件 数	支払共済金	損 害 率
学校関係施設	588件 (19.6%)	547,896,732円 (19.5%)	9.2% (42.5%)
役場関係施設	275 (9.1)	157,744,411 (5.6)	2.7 (34.3)
医療関係施設	43 (1.4)	35,834,811 (1.3)	0.6 (16.3)
住宅施設	238 (7.9)	370,624,861 (13.2)	6.3 (97.3)
社会教育・文化施設	349 (11.6)	211,718,991 (7.6)	3.6 (26.2)
福祉関係施設	204 (6.8)	54,547,069 (1.9)	0.9 (10.5)
体育・レクリエーション施設	370 (12.3)	272,196,390 (9.7)	4.6 (36.6)
環境衛生施設	302 (10.0)	451,602,797 (16.1)	7.6 (64.7)
その他の施設	639 (21.3)	704,701,590 (25.1)	11.9 (92.6)
合 計	3,008 (100.0)	2,806,867,652 (100.0)	47.4 (—)

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、() は各用途別区分収入に対する用途別の損害率である。
また、合計欄の損害率は総分担金収入に対する支払共済金総額の割合であり、用途別の損害率の合計ではない。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減
件 数	721件	287件	434件
災害見舞金給付額	1,172,973,829円	922,369,330円	250,604,499円

令和4年度 公有物件災害共済事業の概要報告

一般財団法人全国自治協会

一般財団法人全国自治協会は、地方自治法第263条の2の第1項の規定に基づいて公有物件（建物・自動車）の災害共済事業を行っている。本年6月16日開催の理事会の承認を得、同日の定時評議員会において、令和4年度事業報告及び決算について報告したので、次のとおりその概要を公表する。

町村週報への掲載は、公有物件災害共済規約第18条の「地方自治法第263条の2の第2項に定める事業の経営状況の通知等は、「町村週報」に掲載する」との定めによるものである。

【建物災害共済事業】

建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和23年4月より地方自治法第263条の2（相互

救済事業経営の委託）の規定に基づいて実施し、現在に至っている。

この間、共済委託町村並びに各都道府県町村会のご理解と多大な協力を得て事業を実施するとともに、共済委託団体の財政負担の軽減をはかり、共済委託物件

の加入推進に努めているところである。

本年度の共済基金分担金収入59億1、640万5千円等を含む経常収益合計は、101億4、069万5千円、共済金28億686万5千円を含む経常費用は90億5、569万5千円となり、異常危険準備

金の繰入等を行った結果、当期一般正味財産増減額は1億7、171万5千円の減となった。本年度の受託及び罹災状況等は、次のとおりである。

1. 受託状況

本年度の受託実績は、表(1)のとおり。受託件数は256、563件で、前年度比876件（前年度比0.3%）の増となった。また、共済責任額は前年度比1、459億5千円（同0.6%）増の24兆3、236億5千円となった。収入分担金は59億1、640万5千円で、前年度58億5、109万5千円に比し6、531万5千円（同1.1%）の増となった。

2. 罹災状況

本年度の罹災状況は、表(2)のとおり。罹災件数は3、008件で、前年度比326件（同12.2%）の増となったものの、支払共済金は18億248万5千円（同39.1%）減の28億686万5千円となった。

なお、収入分担金59億1、640万5千円に対する損害率は47.4%である。

3. 用途別罹災状況

用途別の罹災状況は、表(3)のとおり。罹災件数は、その他の施設に次ぎ、学校関係施設が多く、体育・レクリエーション施設、社会教育・文化施設が続いている。

4. 支払備金

既発生事故であって共済金が未請求となつていないものについては、損害共済金を概算見積りのうえ、35億3、903万5千円を共済金支払備金に、3億5、639万5千円を見舞金支払備金として計上した。

5. 異常危険準備金

風水災、地震・津波等の巨大災害リスクに備えるための異常危険準備金は74億5、247万5千円となった。

情 報

表(5) 消防設備資金融資

貸付年度	貸付件数	貸付額	償還済額	本年度末未償還元金
平成28年度	73件	2,437,900千円	2,143,562千円	294,338千円
平成29年度	69件	2,473,200千円	1,960,524千円	512,676千円
平成30年度	73件	2,549,500千円	1,487,320千円	1,062,180千円
令和元年度	106件	3,397,600千円	1,377,744千円	2,019,856千円
令和2年度	57件	1,156,600千円	240,480千円	916,120千円
令和3年度	47件	863,600千円	0千円	863,600千円
令和4年度	51件	751,000千円	0千円	751,000千円
合 計	476件	13,629,400千円	7,209,630千円	6,419,770千円

表(6) 自動車共済受託実績

区 分	車両共済	賠償共済		合 計
		対 物	対 人	
令和4年度	台数 97,717台 収入分担金 1,164,080,390円	101,758台 895,088,030円	101,644台 477,894,240円	301,119台 2,537,062,660円
令和3年度	台数 97,753台 収入分担金 1,165,998,390円	101,792台 895,816,070円	101,671台 479,469,380円	301,216台 2,541,283,840円
比較増減(%)	台数 △36台 (△0.0%) 収入分担金 △1,918,000円 (△0.2%)	△34台 (△0.0%) △728,040円 (△0.1%)	△27台 (△0.0%) △1,575,140円 (△0.3%)	△97台 (△0.0%) △4,221,180円 (△0.2%)

(注) △印は減を示す。

表(7) 自動車共済損害状況

区 分	車両共済	賠償共済		合 計
		対 物	対 人	
令和4年度	件数 5,721件 支払共済金 1,050,230,414円 損害率 (90.2%)	1,407件 322,332,875円 (36.0%)	120件 229,012,840円 (47.9%)	7,248件 1,601,576,129円 (63.1%)
令和3年度	件数 5,566件 支払共済金 1,018,049,371円 損害率 (87.3%)	1,208件 260,804,149円 (29.1%)	134件 85,360,226円 (17.8%)	6,908件 1,364,213,746円 (53.7%)
比較増減(%)	件数 155件 支払共済金 32,181,043円 損害率 (2.9%)	199件 61,528,726円 (6.9%)	△14件 143,652,614円 (30.1%)	340件 237,362,383円 (9.4%)

(注) 損害率=支払共済金/収入分担金

(注) △印は減を示す。

6. 災害見舞金

災害見舞金は、自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、本年度においては、表(4)のとおり。

7. 諸積立金

本年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は364億6,627万余円となり、その内訳は、基金積立金344億8,259万余円、運営準備積立金19億8,367万余円である。

8. 消防設備資金融資

共済委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は表(5)のとおり。

【自動車損害共済事業】

自動車損害共済事業は、町村が管理、

使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と同様、地方自治法第263条の2(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、

昭和33年10月に発足し、現在に至っている。この間、共済委託町村並びに各都道府県町村会のご理解と多大な協力を得て事業を実施するとともに、事故処理について委託団体に代って示談交渉を行うなど、早期かつ適正な解決に努めている。

本年度の共済基金分担金収入25億3,706万余円等を含む経常収益合計は31億5,145万余円で、共済金16億157万余円等を含む経常費用は27億5,150万余円となり、異常危険準備

金の戻入等を行った結果、当期一般正味財産増減額は、1億8,300万余円の減となった。

本年度の受託及び損害状況等は、次のとおりである。

1. 受託状況

本年度の受託実績は、表(6)のとおりであって、収入分担金総額は、25億3,706万余円で前年度比42.2万余円(0.2%)の減となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、97,717台で前年度比36台(0.0%)の減、収入分担金11億6,408万余円で、前年度比191万余円(0.2%)の減となった。また、賠償共済においては対物賠償共済101,758台で前年度比34台(0.0%)、対人賠償共済101,644台で、前年

度比27台(0.0%)それぞれ減少し、収入分担金は対物賠償共済8億9,508万余円で前年度比72万余円(0.1%)の減、対人賠償共済は4億7,789万余円で、前年度比157万余円(0.3%)の減となった。

2. 損害の状況

本年度の損害状況は、表(7)のとおり。損害件数は車両共済で5,721件、前年度比155件の増、対物賠償共済は1,407件、前年度比199件の増、対人賠償共済は120件で前年度比14件の減少した。

また、損害率においては前年度に比べ、車両共済が2.9%、対物賠償共済は6.9%、対人賠償共済は30.1%増加した。

3. 支払備金

既発生事故であって共済金が未請求となつていているものについては、損害共済金を概算見積りのうえ、本年度支払備金として631件3億6,693万余円計上した。

4. 異常危険準備金

大事故支払リスクに備えるため、40億5,930万余円を異常危険準備金として計上した。

5. 諸積立金

本年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は、129億6,582万余円となり、その内訳は基金積立金52億1,751万余円、運営準備積立金77億4,830万余円である。

情 報

表1 貸借対照表

令和5年3月31日現在 (単位:円)

Table with 2 columns: Category (Assets, Liabilities, Net Assets) and Amount. Rows include cash, securities, loans, and various reserves.

表2 損益計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (単位:円)

Table with 2 columns: Category (Regular Income, Regular Expenses, Reserves) and Amount. Rows include income from mutual aid, expenses for mutual aid, and various reserves.

令和4年度 町村職員生活協火災・自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済及び自動車共済の令和4年度事業概要及び決算については、本年6月16日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

事業概要

本組合は、消費生活協同組合法に準拠した職域生協として設立し、昭和29年4月より火災共済事業を開始した。また、町村職員の保有の自動車による不慮の自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担に備えるため昭和42年4月より自動車共済事業を実施している。

の生活の安定に寄与することに最大の努力を傾注し、今日に至っている。令和4年度の事業概要は左記のとおりで、組合員については、前年度比1,022人(0.6%)の減となった。退職者組合員は、93、879人のうち2,021人が令和4年度中に退職者組合員となった。また、亡くなられた組合員の契約を配偶者が引き継いだ承継組合員数は1,435人となった。

火災共済事業は、契約件数で前年度より1,329件(1.8%)の減、共済掛金で前年度比1,427万5千円(1.3%)の減となった。風水害特約共済は、契約件数で前年度より63件(0.2%)の増、共済掛金で前年度比297万5千円(0.8%)の増と

表3 令和4年度剰余金処分

令和5年3月31日現在 (単位:円)

Table with 2 columns: Item and Amount. Rows include disposal of surplus, accumulation, and carryover.

表4 組合加入状況

Table with 4 columns: Category, Personnel, Number of Members, and Contribution. Rows show annual and comparative data for membership.

(注) △印は減を示す。出資金額は預り出資金(1口100円未満の端数口数の累計額)543,250円を含む。

表5 火災共済加入状況

Table with 4 columns: Category, Number of Policies, Number of Members, and Premium. Rows show annual and comparative data for fire insurance.

(注) △印は減を示す。

表6 風水害特約共済加入状況

Table with 4 columns: Category, Number of Policies, Number of Members, and Premium. Rows show annual and comparative data for flood insurance.

なった。自動車共済事業は、契約台数で前年度比2,849台(1.6%)の減、共済掛金で前年度比8,923万5千円(1.9%)の減となった。一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比165件(32.2%)、共済金合計2,477万5千円(9.2%)の増となった。また、風水害特約共済金の給付については、前年度比69件(32.7%)、共済金合計6,049万5千円(31.4%)の増となった。さらに、地震等災害見舞金については、令和5年2月1日より地震等災害共済金へ制度変更を行った。なお、給付内容は同様である。地震等災害共済金(7件、177万1千円)と地震等災害見舞金を合わせた実績は、件数で前年度比25件、給付額288万5千円の増となった。

表7 自動車共済加入状況

区 分	契約台数	共済掛金
令和4年度	173,174台	4,536,436,170円
令和3年度	176,023	4,625,675,820
比較増減	△2,849	△89,239,650
増減率	△1.6%	△1.9%
令和2年度	178,668	4,707,783,590
令和元年度	181,525	4,796,575,850

(注) △印は減を示す。

表8 火災共済金支払状況

区 分	火災共済金 (内 地震等災害共済金)		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		失火見舞費用共済金		合 計	損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
令和4年度	677件 (7)	256,843,377円 (1,710,000)	669件	30,362,926円	243件	6,180,996円	1件	573,195円	293,960,494円	27.6%
令和3年度	512	234,861,952	512	28,146,483	178	5,976,384	1	200,000	269,184,819	24.9
比較増減	165	21,981,425	157	2,216,443	65	204,612	0	373,195	24,775,675	2.7
増減率	32.2%	9.4%	30.6%	7.9%	36.5%	3.4%	0%	187%	9.2%	-
令和2年度	479	338,913,563	480	35,273,133	158	8,325,269	2	266,666	382,778,631	34.8
令和元年度	513	289,296,087	517	35,934,036	127	6,435,355	2	320,000	331,985,478	29.5

表9 風水雪害特約共済金支払状況

区 分	特約共済金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		合 計	損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
令和4年度	280件	217,314,298円	280件	32,084,780円	109件	3,710,097円	253,109,175円	70.5%
令和3年度	211	165,874,013	211	24,719,855	78	2,019,190	192,613,058	54.1
比較増減	69	51,440,285	69	7,364,925	31	1,690,907	60,496,117	16.4
増減率	32.7%	31.0%	32.7%	29.8%	39.7%	83.7%	31.4%	-
令和2年度	202	341,523,479	202	46,313,931	70	3,704,796	391,542,206	109.9
令和元年度	253	347,165,643	253	51,293,212	50	2,853,230	401,312,085	114.0

表10 地震等災害見舞金(地震等災害共済金)支払状況

区 分	件 数 (含 共済金)	見 舞 金 (含 共済金)	一件当りの見舞金 (含 共済金)
令和4年度	103件 (110)	15,950,000円 (17,660,000)	154,854円 (160,545)
令和3年度	95	14,779,500	155,574
比較増減	18 (25)	1,170,500 (2,880,500)	△720 (4,971)
増減率	18.9% (26.3)	7.9% (19.5)	△0.4% (3.2)
令和2年度	4	439,000	109,750
令和元年度	11	2,090,000	190,000

(注) △印は減を示す。

表11 自動車共済金支払状況

区 分	対物賠償共済		対人賠償共済		合 計		損害率
	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
令和4年度	4,163件	1,045,359,406円	630件	535,958,324円	4,793件	1,581,317,730円	34.9%
令和3年度	4,114	1,031,263,214	601	388,129,333	4,715	1,419,392,547	30.7
比較増減	49	14,096,192	29	147,828,991	78	161,925,183	4.2
増減率	1.2%	1.4%	4.8%	38.1%	1.7%	11.4%	-
令和2年度	4,389	1,081,846,638	671	780,137,970	5,060	1,861,984,608	39.6
令和元年度	5,148	1,275,849,899	776	501,000,242	5,924	1,776,850,141	37.0

表12 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
令和4年度	16件	480,000円	4件	430,000円	20件	910,000円
令和3年度	17	510,000	3	300,000	20	810,000
比較増減	△1	△30,000	1	130,000	0	100,000
増減率	△5.9%	△5.9%	33.3%	43.3%	0%	12.3%
令和2年度	28	840,000	5	500,000	33	1,340,000
令和元年度	24	720,000	5	500,000	29	1,220,000

(注) △印は減を示す。

情 報



AI使い健康指導 鳩山町、金沢大と
研究交流協定

埼玉県鳩山町と金沢大学は6日、役場会議室で「研究交流事業に関する基本協定」の調印式を実施した。生体センシング技術を用いたヘルスマニタリングと人工知能(AI)を用いた健康度評価、AIを用いた下水道管路の劣化診断など4項目の事業が提案・公表された。いずれも全国初の取り組みという。

調印式には、小峰孝雄町長と金沢大学の
大竹茂樹理事・副学長、同大融合研究領域
合科学系の藤生慎准教授ら6人が出席し
た。互いに有する人的・物的資源を有効活
用し、研究交流する。特にAI技術を活用
して、教育、文化、スポーツ、自然環境
健康・福祉、地域振興の課題に取り組み
。 AIを用いた健康度評価は、最先端セン
シング機器「FreeStyleLiPle」を
2週間装着し血糖値を取得、個人の食生活
を推定し、国保データベースシステム
(KDB)によるデータとかけ合わせて分
析、個人に対して、オーダーメイド型の健
康指導をすることで、より実効性の高い、
町民への健康指導を実現して、糖尿病予防
につなげる。

下水道管路の劣化診断は、現在の目視点
検では効率的な点検ができない。そのため
AIを用いて道路状況を予測することによ

り、目視点検をすべき箇所が明らかとなり、
効率的な道路の点検が実現できるとい
う。このほか災害時の建物被害認定調査の効
率的な手法の開発、空き家実態調査の省力
化の研究が提案されている。

(埼玉新聞・2023年7月10日)

国の少子化対策モデル事業「誰と
通園」福井県内の2施設指定 時間
単位で利用、保護者「助かる」

岸田文雄政権が6月にまとめた少子化対
策「こども未来戦略方針」の一つ、「こ
ども誰と通園制度」のモデル事業に、福井
県内の2施設が指定された。親の就労要件
を問わず、保育園や認定こども園などを時
間単位で利用できる新制度で、未就園児を
抱える子育て家庭の育児負担の軽減などが
目的。

未就園の子どもは家庭での養育を選んで
いるケース以外に、保護者が就労要件を満
たしていなかったり、経済的に余裕がな
かったりして、希望しても入園できない場
合がある。親子が孤立しやすく、虐待のリ
スクが高まる恐れがある。

同制度は保育園などの空き定員を活用し
週に数回、継続的に預かる仕組み。モデル
事業は全国から公募し、本年度は31自治体
で実施しており、政府が未就園児の預かり
にかかる経費など事業費の9割を自治体に
補助する。2024年度からの本格運用を
目指している。

県内では若狭町の「とばっ子保育園」と
敦賀市の「第二早幼幼稚園」が指定され、
このうち、とばっ子保育園は今春から受け
入れをスタートさせた。1〜5歳児が対象
で、保護者が在宅でも預けることができ、
週3回まで利用が可能だ。

同園によると、これまでに6人の子ども
を受け入れており、保護者が預ける理由は
里帰り出産や兄弟の学校行事、通院などさ

まざまという。利用料金は一時保育と同額
で、1日4時間までが1100円、8時間
までは2200円としている。

制度を利用し、孫の1歳男児を預けてい
る若狭町の女性は「(男児の母親の)娘は
2人目の子どもを出産するために横浜から
帰省し入院している。私もパートで働いて
いるので、預けられるのはすごく助かる」
と話す。

町の担当者は「保護者の育児への負担を
少しでも軽減できるように、制度を活用し
て地域全体で子育てを支援したい」と語る。
国の補助は、制度に伴い拡充した保育士の
人件費に充てる方針。

(福井新聞・2023年7月19日)

チャットGPT活用方法を学ぶ
鳥取・琴浦町職員対象に研修会

琴浦町は21日、職員を対象に、対話型人
工知能(AI)「チャットGPT」を活用
するための研修会を同町役場で開き、専門
家を招いて利点や注意点を学んだ。県内市
町村で、チャットGPTなど生成AIの使
用について議論がされているが、同町は使
用に向けてガイドラインを作成する。
活用に向けてガイドラインを作成する。

一律的な使用禁止は何も生み出さないと
いう考えで、現時点での注意事項を整理し
て試行しようとする研修会を実施。「CAAI
ech Kids」(東京都)の松倉健吾
さんを講師に招き、メリットやデメリット、
生成物の内容を妄信しない、既存著作物な
どに類似しないかの確認が必要であること
など注意点を学んだ。

研修会には26人が参加。実際に単語を打
ち込んだり、アイデアの提出を求めたりす
ると、回答がすらすら出てくることに驚
いていた。

同町DX推進室の石賀勝室長は「生成

AIを業務改善などに使わない手はない。
県でも活用に向けたワーキングチームが設
置されるので情報収集して町の運用に生か
したい」と話した。

(日本海新聞・2023年7月24日)

不安や悩みを24時間相談窓口
「あや子どもの相談開設」宮崎県綾町

不登校傾向の子どもの増加やヤングケア
ラー問題などに対応しようと、宮崎県綾町
教育委員会は綾小、綾中の児童生徒を対象
に、不安や悩みをウェブ上で24時間相談で
きる窓口「あや子どもSNS相談」を開設
した。迅速なトラブルの把握や、関係機関
と連携した支援につなげていく。

窓口では自由記述で相談内容を書き込
む。相談があれば、町教委職員や学校の教
務主任、教育相談員らでつくる相談窓口の
メンバー17人に通知。内容に応じた対応を
検討する。迅速な支援につなげるため学年
の記入は必須だが、名前やクラスなどは任
意としている。

スマートフォンや学校のタブレットでア
クセスしてもらうため、6月末の開校時に
両校の全児童生徒にQRコード付きの案内
を配布した。町教育総務課は「小さな町だ
からこそ、一人も取り残さない支援につな
げたい。どんなささいな悩みでも気軽に相
談してほしい」と話している。

(宮崎日日新聞・2023年7月23日)

47行政
本コーナーの記事は施策立案に
も役立つ「47行政ジャーナル」の
許諾を受けて掲載しています。
<https://47gyosei.jp/>



随 想

飯南町の概要

飯南町は島根県の中南部、広島県との県境に位置し、1,000m級の山々に囲まれた美しい里山と源流の清らかな水に彩られた「生命地域」で、人口4,500人余の小さなまちです。西日本でも有数の豪雪地帯として知られ、スキー場も有する高地に位置しています。

日本一の大しめ縄

良質米の生産地である本町は、古くから大しめ縄づくりの技術が伝承されており、縁結びの神様として知られる出雲大社の神楽殿に掛けられている「日本一の大しめ縄」を製作

頼のあった大しめ縄がつくられ、海外からの注文もあります。また三二しめ縄などの製作体験もできます。

住みたい田舎ベストランキング第1位

少子化、出生率の低下は本町にとっても切実な課題であります。今、国は「こども未来戦略方針」によって少子化対策に本腰を入れ始めましたが、本町では出会いの場づくり、結婚・出産祝い金(10万円〜50万円)の支給、副食費も含めた全年齢での保育料完全無償化、月5千円分の紙おむつやミルク代など子育て用品の支給、高校生までの医療費無料化など子育て対策に取り組んできまし

位を獲得するなど、毎年人口の1%約40人の移住につながっています。

地域包括医療ケアの推進

高齢化率は現在45%台で推移しており、数・種類ともに、まちの規模以上に多くの高齢者福祉施設があるのも特徴で、これらを救急告示病院である町立飯南病院が中心となり、院長の「総合」をキーワードに「いつでも、誰でも、どこでも」を合言葉として「地域包括医療ケア」に取り組んでいます。近年介護・福祉人材不足も顕著であることから、各施設間で連携して確保に努められ、町も給付型の奨学金や支度金で支援しています。



余白あります。

島根県飯南町長

塚原隆昭

奉納しています。その大きさは長さ13.6m、重さ5.2tと日本最大級、現在掛かる大しめ縄は7本目で、道の駅「頓原」に隣接する「大しめ縄創作館」で地域住民の手作りによって製作されています。館内見学は無料で、工房では全国の神社などから依



た。今後は病後児保育にも取り組むたいと思います。

住まいは若者世代の移住を促すため、本人の希望を聞きながら新築するセミオーダータイプの1戸建て住宅を整備(既に30棟)し、安心して子育てができる環境を提供してきました。また豊富な森林資源を町内循環させるため、ヒノキやスギなどの町産木材を使用した住宅整備に200万円、造成費なども含めると最大で410万円の助成制度も設けているところですよ。

このような施策から、『田舎暮らしの本』(宝島社、2022年2月)で住みたい田舎ベストランキングで第1

保小中高一貫教育

教育では県立の飯南高校を頂点として「保小中高一貫教育」に取り組む、保育所から段階的に身につけさせた力を育む「キャリアパスポート制度」を導入しています。中高連携型一貫校の飯南高校では、以前生徒数の減少で統廃合の危機もあったことから、存続に向けては専属のコーディネーターを配置するなど10年以上前から魅力化事業に取り組まれました。県が進める「しまね留学」制度と協働し、現在は生徒数の半分は町外生・県外生が占め、存続と同時に活力ある高校となっています。今では国立立大学への進学も多く、さらに部活

動でも活躍し、特に野球部は昨年の夏の島根大会では甲子園まであと一歩、決勝戦では敗れましたが、まち全体へ元氣と笑顔を与えてくれます。

自然を満喫

本町の「森林セラピー」では、ウッドチップが敷き詰められた散策道を歩き、森の中で見る、聴く、嗅ぐ、触る、味わうといった五感を刺激することで、心身ともにリラックスすることが出来ます。夏は冷たい清流に浸りながら登り下りする「シャワークライミング」がお薦めです。自然のウォータースライダーや滝壺へのダイブなど様々な楽しみ方ができるアクティビティです。

余白あります。

飯南町をもっと知っていただくために、まちの多彩な魅力を一言で表現する言葉「ブランドメッセージ」を町民の皆さんとつくりました。4つの候補の中から総選挙で「余白あります。」に決定しました。何もなこのまちには豊かな自然、美味しい食べ物、伝統文化などたくさん魅力があります。そして未来に向けてまだまだ進化していく可能性があるまちだということが「余白」という言葉に込められています。自由な発想でまちの魅力を生み出す町民でありたい。いつまでも遊び心を持っていききたい。そんな未来へのメッセージです。

飯南町、あいてます。



YOHAKU ARIMATSU IINAKACHO 飯南町



さまざまな「集いの場」を 演出いたします

広さと設備が多様な大ホールと、
3つの会議室がございます。
会議・研修、パーティーなどに
幅広くご利用いただけます。



和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



レストラン「ペルラン」



和食処「さいかち」

客室のご案内	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 18室

和室もございますのでお問い合わせください。
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



ご予約・お問い合わせ

全国町村会館
TEL.03(3581)0471
 FAX.03(3581)0220
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
 ホームページアドレス <https://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分



サマージャンボ

7 億円

1等前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

サマージャンボ ミニ

3 千万円

当せんの
チャンス
広がる!

1等前後賞合わせて3,000万円
1等2,000万円、前後賞
各500万円



PCやスマホで
ネット購入!



宝くじ公式サイト



<https://www.takarakuji-official.jp/>

この宝くじの収益金は、

市町村の明るく住みよい

まちづくりに使われます。

7月4日(火)同時発売

発売期間/7月4日(火)~8月4日(金) 抽せん日/8月18日(金)

各1枚
300円

2023年市町村振興宝くじ

一般財団法人 全国市町村振興協会